

収蔵文書目録の利用にあたって

1 収蔵文書目録の刊行

県立文書館では、文書資料等を寄贈・寄託の形で受け入れており、これらの資料を広く学術研究等に利用していただくために、整理を終え、目録編成がすんだものから、順次「収蔵文書目録」を刊行することにしています。寄託文書については、所蔵者から文書館資料として利用することの承諾が得られたものをこの目録に登載します。

2 文書資料の性格

文書資料は、人々の様々な社会的活動の中で生み出され、その利用が終わったのちも、引き続き保存されて、今日に伝えられたものです。これらの文書資料はいずれも、歴史を物語る国民共有の財産と言うことができます。しかし、現実にはそうした文書資料は、個人の努力によって伝来し、個人によって所蔵されている場合が多いのが事実です。今日これらが学術研究等の資料として利用できるのは、所蔵者の長年にわたる保存の努力と、利用することに対する理解によるものです。文書資料を利用するにあたって、私たちは、この点を忘れてはなりません。

ところで、文書資料は、図書のように不特定多数の人に読まれることを前提として作成されたものではありません。したがって、文書資料の中には、人に知られたくない個人の秘密や、人に知られることが大きな苦痛となるようなことが書かれている場合もあります。また、その多くは、近世から近代を中心に差別の厳しかった時代に作られたものであり、こうした過去の差別の実相を示すものが含まれています。利用の仕方によつては他人の人権やプライバシーを侵すかもしれないという性格をもっているのです。したがって、現在その解決が国民的課題とされている同和問題をはじめとする様々な差別の問題やプライバシー保護の問題を、現状に則して正しく認識することが、文書資料を利用する上での基本となります。私たちは、文書資料のもつこうした性格を十分に自覚した利用を心がけなければならないと考えます。

3 目録や資料の利用

「収蔵文書目録」の作成にあたって、当館では、先に述べた人権やプライバシーの問題について、次のような点に留意しました。

まず、表題の中に差別を直接に示す言葉が使われているものがあります。もとより、差別を認めるものではありませんが、これらの言葉を、現在それがあからさまな蔑称語として使われることがある（すなわち差別語である）という理由で一律に削除したり、あるいは資料そのものを目録から除外することはしていません。こうした資料は、正しく利用すれば、過去の事実を見据え、依然として存在する差別や人権問題の解決への道筋を得る上で生きた資料となりうると考えたからです。

しかし、資料の利用は常にもろ刃の剣です。差別を助長したりプライバシーの侵害につながりかねない資料については、この目録に登載するにあたって一部配慮を加えたものもあります。また、直接表題等には現れなくても、資料の中身に安易な利用を許さないものもあります。したがって、この目録に登載した資料は、すべて無条件で閲覧利用できるものばかりではないということを、あらかじめ承知していただきたいのです。

以上のような点を考慮していただき、この目録や文書資料が、人権やプライバシーの尊重に立った調査研究に役立つことを願ってやみません。